

審 第 2 4 9 9 号  
答 申 第 3 0 9 号  
令和5年10月12日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月30日付け政法第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第270号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月16日付け政法第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月16日付け政法第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年1月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった〇〇年（〇〇）第〇〇号の住民訴訟に係り、相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談等だけではなく、職員同士の相談等や怠る事実の相手方等との相談等も含める。復命書等も含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「本件開示請求に係る行政文書を保有していないため 本件開示請求に係る文書は作成及び取得していない」として、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年4月30日付け政法第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨  
本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。  
裁量的開示を実施することを求める。
  - イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。

いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、地方自治法第242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く対象文書が存在しないとはいえない。

以前の同様の内容での開示請求に係る処分に対する審査請求に係る弁明でも、解釈上の不存在につき違法な行政文書該当性の判断がなされていることから、本件でも同様に判断されているものというべきである。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

理由附記に不備がある。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

イ 本件の対象個人情報を記録した文書の行政文書該当性

条例第21条第2項括弧書きの「開示請求に係る個人情報を保有していないとき」には該当しない。

実施機関は、要するに、政策法務課職員が指定代理人として取得・作成して保有されている文書は行政文書に該当しない旨を主張している。しかし、当該職員はプライベートで訴えられた裁判の代理人ではないし、政策法務課の職務として指定代理人になり行政訟務を遂行しているのであるから、当該文書は、明らかに、条例第2条第5号に定義される行政文書に該当する。いわゆる4号請求に係る住民訴訟において、訴訟告知をしないことは、地方自治法第242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く書類を作成していないとは到底、考えられず、全く対象文書が存在しないとはいえない。まさか、口頭で決裁したとでもいうのであろうか。そもそも、訴訟告知は、地方自治法第242条の2の第7項により義務付けられているものであるから、訴訟告知をするか否かを検討するとい

うこと自体が著しく相当性を欠くものである。訴訟告知は、例外なく行なわなければならないものである。

#### ウ 理由附記の不備の違法

弁明書に記載された内容は、すなわち、実施機関が解釈上の不存在であると判断したということであるから、これを物理的な不存在であるかのように理由附記したことは、条例第21条第2項及び第3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとはいえない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

#### エ 結語

したがって、本件決定で不存在による不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

### 4 実施機関の弁明要旨

#### (1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

##### ア 前提事実

審査請求人が原告となり、被告を千葉県〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償等請求事件(以下「本件訴訟」という。)が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

##### イ 政策法務課が本件開示請求に係る審査請求人の自己の個人情報に記載された行政文書を取得ないし保有する事実はないこと

(ア) 本件訴訟については訴訟代理人及び指定代理人の間で検討がなされ訴訟対応をしているところ、指定代理人となる職員が訴訟対応方針の検討のため資料作成を行ったとしても、当該資料は職務遂行の便宜のために利用する職員個人限りの資料にすぎない。訴訟告知は訴訟代理人及び指定代理人が行い得る訴訟行為であるところ、訴訟告知を行うか否かについては訴訟対応方針の検討に含まれるものである。

(イ) 審査請求人は、本件開示請求に係る請求対象の事案の性質等からして、対象文書が政策法務課において全く存在しないとは考えられず、また、いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとするものであり、そのような重大な判断について全く対象文書が存在しないとはいえない旨主張する。

しかし、前記（ア）のとおり、訴訟告知を行うか否かについては訴訟対応方針の検討に含まれるものである。よって、当該資料は職員個人限りの資料にすぎず、行政文書としては不保有となるものである。

（ウ）その他、審査請求人は本件決定について理由附記に不備がある旨主張する。

しかし、前記（イ）のとおり、政策法務課は本件開示請求に係る対象文書を保有していないため、実施機関は、本件決定における開示しない理由について、「開示請求に係る行政文書を保有していないため開示請求に係る文書は作成及び取得していない。」としたものであり、理由附記として不十分であるということはない。

### （3）結論

以上の弁明のとおり、実施機関が行った本件決定は適法であり、これを取り消す必要はない。

したがって、前記（1）記載のとおりので裁決を求める。

## 5 審議会の判断

### （1）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書は作成及び取得しておらず、本件開示請求に係る個人情報情報を保有していないことを理由に前記2（2）のとおり本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

### （2）訴訟事務について

実施機関によると、千葉県を被告として訴訟が提起された場合の処理は、おおむね次のとおりであった。

ア 政策法務課において訴状を受け取り、政策法務課は受け取った訴状を担当課（所）に引き渡す。

イ 担当課（所）は、応訴するか否かについて検討し、応訴する場合は、その決裁を行う。また、担当課（所）は、弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟行為等を委任する（委任契約を締結）。

ウ 担当課（所）等及び政策法務課の職員のうちから指定代理人を選任する。

エ 訴状を訴訟代理人に引き渡す。その後の手続は、原則として訴訟代理人に任される。

オ 指定代理人が裁判所の期日に出廷した場合は、担当課（所）で作成した期日報告書を、担当課（所）及び政策法務課において供覧した後、担当課（所）で保存する。

(3) 訴訟告知について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の2第7項は、「第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。」として訴訟告知の義務を規定している。

そして、同条第8項は、「前項の訴訟告知があつたときは、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から6月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。」として時効中断の効力を規定し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、「訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第46条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。」こと（同法第53条第4項）、「補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。」（同法第46条）として参加的効力を規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

実施機関によると、政策法務課の職員が指定代理人として指定されているが、前記（2）のとおり、本件訴訟に係る行政文書は担当課（所）である千葉県〇〇で保有しており、実施機関では保有していないとのことであった。

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、行政文書に記録された本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

前記（2）の訴訟事務も踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5月 1日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年 6月15日	反論書の写しの受理
令和5年 7月 6日	審議（令和5年度第3回第2部会）
令和5年 8月 3日	審議（令和5年度第4回第2部会）
令和5年 9月21日	審議（令和5年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会